

第1号様式記載要領

- 1 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託に係る修正申告書等に係る税額の徴収猶予の届出をする場合にあっては、「名称」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第6号様式記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった

- 法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 13 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉕」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 14 事業税の「付加価値額総額㉗」又は「資本金等の額総額㉘」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉙」又は「課税標準となる資本金等の額㉚」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 15 事業税の「㉛のうち見込納付額㉜」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㉝」の「課税標準」の欄は、標準

- 税率が適用される法人については「計㉔」又は「軽減税率不適用法人の金額㉓」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉕」又は「軽減税率不適用法人の金額㉖」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㉗」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉘」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「㉚のうち見込納付額㉛」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）㉜」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉝」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 21 還付請求の「中間納付額㉞」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法

- 第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 13 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉖」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉖」の欄の金額を記載すること。
- 14 事業税の「付加価値額総額㉕」又は「資本金等の額総額㉖」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉗」又は「課税標準となる資本金等の額㉘」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉗」又は「課税標準となる資本金等の額㉘」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 15 事業税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

- ）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額⑥」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計②」又は「軽減税率不適用法人の金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑥」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑥」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 19 特別法人事業税の「③のうち見込納付額⑦」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 21 還付請求の「中間納付額⑧」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式（その3）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法

- 第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 13 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉖」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉖」の欄の金額を記載すること。
- 14 事業税の「付加価値額総額㉕」又は「資本金等の額総額㉗」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉘」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉘」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉘」又は「課税標準となる資本金等の額㉙」

の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

- 15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 16 還付請求の「中間納付額㉕」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 17 事業税の「㉖のうち見込納付額㉖」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉗」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額㉙」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉚」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉛」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 20 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㉜」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉝」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㉞」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉟」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 22 特別法人事業税の「㉖のうち見込納付額㉖」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 25 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。））、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。））の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。））の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあつては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「当初被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。））の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）

く。)にあつては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
- 10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第53条第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第6号様式別表1の2記載要領

- 1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額（これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第6号様式別表1の3記載要領

- 1 この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2）の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17(3)の6）の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。
また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
- 6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53

条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

- 8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。

第6号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第53条第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあつては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日
 - (2) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日
 - (3) 最初通算事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第53条第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する

前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済通算適用前欠損調整額(同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額(同条第4項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象合併等前欠損調整額②」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第8項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第53条第7項の規定により被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額（同条第9項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。）と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象通算対象所得調整額②」の欄は、「通算対象所得金額①」の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第15項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第15項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済通算対象所得調整額（同項に規定する控除未済通算対象所得調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額（同条第14項に規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の4記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「当初配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 3 「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第21項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未

済配賦欠損調整額（同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額（同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の5記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第2号又は令和2年旧法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第3号又は令和2年旧法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和2年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ハ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2）、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）
 - (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額
 - (ロ) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
 - (2) 第6号様式別表1を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除

額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

- (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- (3) 第6号様式別表1の2を提出する法人
- (イ) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
- (ロ) 第6号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(イ)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(イ)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(イ)」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (ハ) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
- (ニ) 第6号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(ロ)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(ロ)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(ロ)」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (4) 第6号様式別表1の3を提出する法人
- (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額
- (ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（(①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 4 法第53条第24項又は令和2年旧法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。
- 5 令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項又は令和2年旧法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の6記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7（2））の「損金算入特定欠損金額(3)」の「当期分」の欄（「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄）及び「損金算入非特定欠損金額(6)」の「当期分」の欄（「(3)以外の欠損金による繰戻し額」の欄）の合計額を記載すること。
- 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 5 法第53条第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付対象欠損調整額（同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額

とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。

第6号様式別表2の7記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
- 2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和2年旧法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和2年旧法第53条第6項第1号に規定する普通法人（令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和2年旧法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第6号様式別表1を提出する法人

- (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人
- (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（（①+②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の8記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第6号様式別表1を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
 - (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（（①+②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 3 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第 6 号様式別表 4 の 3 記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）又は第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式（その 2）若しくは第 6 号の 3 様式（その 3）の申告書に添付すること。

第6号様式別表5記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限る。）にあっては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限る。）に

あつてはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 6 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 7 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。
- 8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑮」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑯」の各欄は記載しないこと。
- 9 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
- 10 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあつては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあつては、同欄を「（別表5㉔一同表⑥）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは「（第6号様式⑥－別表10⑨）」と、「別表5㉔」とあるのは「（別表5㉔－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは「（第6号様式⑥－別表10㉔）」と、「別表5㉔」とあるのは「（別表5㉔－別表10㉔）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項

(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。)第59条の2若しくは第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(2)付表1)の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(8) 第6号様式別表5の㉔から㉓まで及び㉕の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉔の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

6 「当該事業年度の月数㉑」の欄は、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」から「計㉔」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下こ

の記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉔」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
- (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合

第6号様式別表5の2の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数^⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数^⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
- 6 外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付すること。

第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで若しくは第17項、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）に記載すること。
- 3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）に記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
 - (1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合
 - (2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合
 - (3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合
- 4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の従業員数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業員数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

。
- 5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計

額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

- 6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合
- (2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合
- (3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合

- 7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑯」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑰」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合
- (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合

- 8 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは

一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

- 9 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 10 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式別表5の2の4記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第6項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。
- 3 出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付すること。

第6号様式別表5の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「 $\textcircled{9} - \left(\textcircled{10} \times \frac{75}{100} \right)$ $\textcircled{11}$ 」の欄は、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 $\textcircled{9}$ 」の欄の金額から、「派遣先から支払を受ける金額の合計 $\textcircled{10}$ 」の欄の金額に100分の75を乗じて得た金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載すること。

第6号様式別表5の3の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

- 2 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表5の4記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「純支払利子の計算（①－②） ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第6号様式別表5の5記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「純支払賃借料の計算（①－②） ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条及び第5条の規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^㉔」から「付加価値額からの控除額^㉕」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「前事業年度又は前連結事業年度^㉖」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和4年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額^㉗」から「同上のうち一般被保険者に係る金額^㉘」までの各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和4年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を

、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和2年旧措置法施行令」という。）第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

- (2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑭」の欄 欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 欄中「(⑮の1) - (⑮の2)」とあるのは、「((⑮の1) + (⑮の1の外書)) - ((⑮の2) + (⑮の2の外書))」として計算すること。
- (4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 欄中「(⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3)」とあるのは、「((⑰の1) + (⑰の1の外書)) - ((⑰の2) + (⑰の2の外書)) + ((⑰の3) + (⑰の3の外書))」として計算すること。
- 5 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限る。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第22項（第2号に係る部分に限る。）の規定により計算した令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。
 - (2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。
- 6 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×⑳／㉑ ㉒」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 7 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉓／㉔ ㉕」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉕」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉖」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。
- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合
- 9 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第6号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「

第1号
法第72条の2第1項
第3号

・

第1号
に掲げる事業
第3号

」となっている箇所については、事業

の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑲」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和3年旧措置法施行令」という。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

(2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑥」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあつては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあつては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算すること。

5 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」の記載に

当たっては、それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付すること。

- 6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳／㉕ ㉑」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔／㉕ ㉑」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉕」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。
 - (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
 - (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
 - (3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合

第6号様式別表5の6の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- 2 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^㉔」から「付加価値額からの控除額^㉕」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 「適用可否^㉖」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^㉗」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数^㉘」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

(2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^㉗」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数^㉘」の数が1,000人未満である場合

- 5 「前事業年度又は前連結事業年度^㉙」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額^㉚」から「^㉚のうち雇用安定助成金額^㉛」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

(2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{㉙の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ^㉜」の欄 欄中「^㉙の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結

- 事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「比較雇用者給与等支給額^㉕」の欄 欄中「^㉑−^㉒+^㉓」とあるのは、「(^㉑+ (^㉑の外書)) − (^㉒+ (^㉒の外書)) + (^㉓+ (^㉓の外書))」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額^㉖」の欄 欄中「^㉑−^㉒」とあるのは、「(^㉑+ (^㉑の外書)) − (^㉒+ (^㉒の外書))」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額^㉕」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額^㉖」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数とが同じ場合 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合 「継続雇用者に対する給与等の支給額^㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前事業年度等2」の各欄は、記載しないこと。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」の「前事業年度等2」の欄には「差引^㉙」の「前事業年度等2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。
- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額^㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「^㉑のうち所得等課税事業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉖ ^㉚」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 10 「^㉑のうち収入金額等課税事業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉖ ^㉛」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 11 「^㉑のうち特定ガス供給業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉖ ^㉜」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下この記載要領におい

て「特定ガス供給業」という。)に係る額を記載すること。

12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合

第6号様式別表6記載要領

- 1 この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

- 3 「

第2号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」 となっている箇所については、事業

の区分に応じ、「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第 6 号様式別表 7 記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付すること。

第 6 号様式別表 8 記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付すること。

第6号様式別表9記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
 - (2) 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定
 - (3) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは、「別表5④」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 6 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項

各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。)に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

- (1) 租税特別措置法第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構
- (2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
- (3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人
- (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。)第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。)
- (5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人

7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金^③」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合((2)に該当する場合を除く。)には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等^③」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等^④」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該事業年度(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含む。)において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。

8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額^④(当該

事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「（②－当該事業年度前の④の合計額）」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。
- (2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第6号様式別表9の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

- 2 「

第1号
法第72条の2第1項・第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業

の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。
- (2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

- 5 租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

第6号様式別表10記載要領

- 1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2(1)及び5において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2(2)において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- 2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

3 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」となっている箇所については、事業

の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「調整前の控除未済欠損金額等⑤」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

第6号様式別表11記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人

- (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人

- 2 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

- (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12若しくは第20条の3第1項若しくは第2

- 項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第3項の規定の適用を受ける法人
- (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の各欄 1(1)に掲げる法人
- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄 1(2)に掲げる法人
- 5 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。
- 6 ⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。
- 7 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

第6号様式別表12記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項から第4項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第21条第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2 「

法第72条の2第1項 第1号 ・ 第3号

」に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。
- 5 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「（②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載すること。
- 6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。
- 7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

」の各欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

- 8 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は令和2年旧法人税法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

第6号様式別表13記載要領

- 1 この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
- 2 「

法第72条の2第1項
第1号
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号口に掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表13の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法施行令」という。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
- 2 「

法第72条の2第1項
第1号
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号口に掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。
- 5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

第6号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2 「

法第72条の2第1項
第1号
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第

1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表14記載要領

- 1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄は、各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載すること。
- 4 「税率」の各欄は、法人の事業税の標準税率を記載すること。

第6号の2様式記載要領

- 1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第6号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 $\left[\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right] \textcircled{2}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「所得割額 $\left[\textcircled{12} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right] \textcircled{20}$ 」から「収入割額 $\left[\textcircled{15} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right] \textcircled{23}$ 」まで及び「特別法人事業税額 $\left[\textcircled{24} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right] \textcircled{25}$ 」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 $\textcircled{2}$ 」の欄は、法第15条の4第1項又

は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

- 12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

第6号の3様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 $\left[\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right] \textcircled{2}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「所得割額 $\left[\textcircled{55} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right] \textcircled{9}$ 」から「収入割額 $\left[\textcircled{62} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{16}$ 」まで及び「特別法人事業税額 $\left[\textcircled{17} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right] \textcircled{18}$ 」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

第6号の3様式（その3）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 $\left[\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{2}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「所得割額 $\left[\textcircled{6} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{9}$ 」から「収入割額 $\left[\textcircled{7} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{19}$ 」まで及び「特別法人事業税額 $\left[\textcircled{20} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{20}$ 」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑤」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

第7号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表3）の(16)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表3）の(16)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
 - (6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる

法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

- 5 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項又は令和2年旧法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第7号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
 - (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
 - (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) (ロ)に規定する場合（(ハ)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
 - (ロ) 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の適用事業年度（法第53条第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(ハ)に規定するときを除く。）には、「⑨又は」を抹消すること。
 - (ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る

部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「㉑又は当初申告税額控除額㉒」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(4) 「控除未済外国税額等㉓」から「翌期繰越額㉔」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5) 「控除未済外国税額等㉓」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額㉕」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額㉖」の欄の金額を記載すること。

(6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額㉗」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額㉘」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額㉙」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額㉚」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額㉛」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額㉜」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額㉝」の欄の金額が、第7号の

2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- (4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) (ロ)に規定する場合（ハ)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
- (ロ) 通算法人の適用事業年度（法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。ハ)において同じ。）について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合（ハ)に規定するときを除く。）には、「⑩又は」を抹消すること。
- (ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）及び第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (5) 「控除未済外国税額等⑫」から「翌期繰越額⑬」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令

第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (6) 「控除未済外国税額等⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。
- (7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- (8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額㉑」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第7号の2様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。
- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額^⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額^⑤」の欄の金額を記載すること。
- 5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額^⑭」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額^⑩」の欄の金額を記載すること。

第7号の2様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第7号の2様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を

超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

第7号の2様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第7号の2様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国

外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別調整
国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得
金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金
額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割
等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「
当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④
」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦
」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令
第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人
税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政
令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事
業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は
令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し
、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に
規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の
記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被
合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の
2様式(その2)の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割
等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始
の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌
期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併
法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る
事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国
外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別調整
国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得
金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金
額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割
等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第7号の2様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令

第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること

。(2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること

。(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第7号の2様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）及び第321条の8第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
 - 2 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 通算法人の対象事業年度（法第53条第42項に規定する対象事業年度をいう。（ロ）及び(2)(イ)において同じ。）について同条第44項の規定の適用を受ける場合（ロ）に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（⑤－①）又は」を抹消~~す~~すること。
 - (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項の規定の適用を受けるとき（以下2において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（(2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
 - (2) 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（①－⑤）又は」を抹消すること。
 - (ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
 - (3) 過去適用事業年度（法第53条第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。）の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（同条第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。
- 3 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (イ) 通算法人の対象事業年度（法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。）について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（(ロ)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(⑤-①)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下3において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（(2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
- (2) 「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(①-⑤)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- (3) 過去適用事業年度（法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。）のこれらの規定に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）のの申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準(イ)」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数(ハ)」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の欄の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数(ハ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(ハ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第10号様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）、第6号の2様式又は第6号の3様式（法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第6号の3様式（その2）（法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第6号の3様式（その3）（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）、第6号の2様式又は第6号の3様式、第6号の3様式（その2）若しくは第6号の3様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 事業税

「	」	第1号
		第2号
		第3号
		第4号

 法第72条の2第1項に掲げる事業 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。
- 5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。
- 6 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定に

よって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

- 7 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 8 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 9 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。
- 10 事業税の「分割基準（単位＝ ）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等（以下この記載要領において「工場である事業所等」という。）について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載すること。
- 11 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるとき、又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 12 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。
- 13 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑨の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額

⑳」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑤」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。